

第10回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和5年10月4日(水) 午後2時00分～午後3時40分
- 2 場 所 市役所西庁舎3階 庁議室
- 3 出席者 **【会長】** 金子 憲
【職務代理】 田村 義明
【委員】 市野 明、志田 保夫、竹内 潤三、松田 達夫、小島 昌夫、
白鳥 英徳、伊藤 大、太田 知子
【事務局】 櫛島企画部長、平原財政課長、七海主査
- 4 欠席者 なし
- 5 議 題 (1) 最終答申(案)について
(2) その他
- 6 傍聴者 なし
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

【事務局】

定刻になったので、ただいまから第10回羽村市使用料等審議会を開催する。
なお、本日は委員全員が出席していることを報告する。

【会長】

ただいまから第10回羽村市使用料等審議会を開催する。本日は、最終答申(案)について審議を行う。今回が最後の審議会となるが、よろしく願います。

また、本日は傍聴人がいないということで、このまま審議に入る。

【事務局】

…(配布資料の確認)

【会長】

それでは、審議事項の(1)最終答申(案)について、審議を行う。事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

…((案)「使用料等の適正化について(最終答申)」により説明)

【会長】

ただいまの説明について、意見等はあるか。

【委員】

38ページ「⑩霊園管理手数料の適正化について」、39ページ「⑰墓地除草手数料の適正化に

ついて」の末尾で、類似の内容にもかかわらず具体的な手数料の金額を示しているものとそうでないものがあるのは何か意図があるのか。

【事務局】

各内容については、会議録を参考に議論の内容を記載したものである。その中で具体的な数値が出たものとそうでないものを整理した。ご意見を踏まえ、類似の案件であるため、表現について揃えさせていただくこととしたい。

【委員】

40 ページ「⑱塵芥処理（ごみ処理）手数料の適正化について」の付帯意見として、「西多摩衛生組合の構成市町において、合意形成」という記載がされている。口頭説明では指定収集袋について統一を図る合意形成という話だったが、書面上にそういった旨が記載されていない。このことについて、どういった意図があるのか教えていただきたい。

【事務局】

議論の内容をわかりやすくお伝えする考えの中でそういった記載となった。わかりやすい答申書になるよう整理をしていきたい。

【委員】

「合意形成を図ったうえで見直すことが必要」という説明について、先ほどの口頭説明の際に構成市町の収集袋の料金の統一という意味に聞こえた。そういった意味での合意形成ができるのであれば文章に明示したほうがいいと思った。そこまで踏み込めない場合は今の書き方でも問題ないと思った。

【事務局】

議論の中では構成市町の中で羽村市が先行して料金改正をするという整理があった。一方、構成市町が同時に改正するという意見もあった中で、今後、西多摩衛生組合構成市町の会議の中でも、羽村市の状況を説明し、情報提供をしていくという話もあった。担当課の状況も確認し、記載について検討したい。

【委員】

統一に関しては、そこまで約束するような回答になっていなかったと記憶していたので、質問をした。

【会長】

他に意見等はあるか。

【委員】

21 ページ「⑳スポーツセンター使用料の適正化について」の内容で、スポーツセンターの利用区分について、時間が細分化されており、利用しにくい。他の施設は時間の範囲をスポーツセンターより広くとっているのに、スポーツセンターだけ会議室関係について複数区分予約し

ないと利用できない。その点について検討していただきたい。

【委員】

スポーツセンターは当初ゆとろぎと同じく午前・午後という時間区分で予約が可能だった。しかし、スポーツは大体2時間やると疲れてくる。そういった中で午後1時～午後5時という予約をしても実質2時間しか使わないという状況があった。そのことを受け、過去に開催された使用料等審議会において、時間区分を細分化し、利用率を上げ、個別の時間ごとの料金を減らしたほうが良いという結論が出たうえで今の運用となっている。

【委員】

スポーツ関係の部屋についてはそうだと思うが、会議室を借りるうえで他団体と被ったことはない。複数の時間を借りるとゆとろぎ、コミュニティセンターよりも使用料が高くなる。会議室に限って言えばそういった点があるため、検討の余地があると考え、意見した。

【事務局】

いろいろな観点があり、施設として本来の目的に沿った利用しやすい金額設定になっていると思う。スポーツセンターの予約時間についても、稼働率を上げる方策としてそういった部分も併せて検討したほうが良いと考えられるため、意見があった旨を担当課に伝える。

【委員】

これまでの議論の中で、利用者が利用しやすい施設利用方法を考えていきたいという文面があった。その中の考え方の一つとして発言した。そういった形で私たちが発言することでより使いやすい施設になっていくと考えた。

【事務局】

審議が経過していき、皆様の知っている情報も増えていく中で、様々な観点があったことと思う。41 ページ「おわりに」の、「審議を重ねてきた使用料や手数料の適正化をはじめ、無駄のないコストを抑えた施設運営、魅力的なサービスの提供など、経営的な視点に立った総合的な行政運営が必要である」というところで、総合的な表現になるが、明示している。

【委員】

「おわりに」の中で、施設運営について、「無駄のないコストを抑えた」と記載されており、行政運営について、「魅力的なサービスの提供など、経営的な視点に立った総合的な行政運営が必要である」と記載されていると思う。しかし、「無駄のないコストを抑えた施設運営」も「経営的な視点」も施設運営、行政運営の両方に必要だと考える。そのため、例えば「無駄のないコストを抑え、かつ、魅力的なサービスの提供など、経営的な視点に立った総合的な施設運営および行政運営が必要である」とすれば、包括的な表現になるのではないかと思う。

【事務局】

こちらについては、例示の部分が「無駄のないコストを抑えた施設運営」という部分で、大きな部分として行政運営という明示をして、全体的な行政運営について総合的な運営が必要で

あるという意味で記載した。読みにくいところもあると思うので、文章を整理させてもらいたい。

【委員】

補足的に言うと、施設運営の方が、使用料の話をしていて、行政運営の方が手数料の話をしているという風に読んでしまったため、先ほどのような意見になった。

【会長】

他に意見等あるか。

【委員】

13 ページ「⑦生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化について」の付帯意見について、減価償却費を考慮したことによりコストが高くなっているという意味だと考える。これまでは、減価償却費を考慮しない計算になっていたということか。

【事務局】

行政の財務会計の取り扱いの中で平成 29 年から地方公会計制度という発生主義・複式簿記の運用がされている。その中で、固定資産台帳に記載されている減価償却費を今回活用している。これまでは減価償却の考えがなかったため、正確なコストは把握しづらいものとなっていた。過去における、使用料等審議会の答申においても、正確なコストを把握することの必要性が指摘されてきた。また、他市の状況においても、地方公会計制度に基づく分析をしながら市の経営に役立てていくという流れが出来つつある。こうした状況を踏まえ、減価償却費を加えた検討をすることになった。施設に係るフルコストをお知らせしつつ、それに対する受益者負担を正確な負担として検討していただく機会及び取組みとさせていただいている。行政財務会計の取り扱いの流れが変わってきた部分と、正確なコスト認識をお示しする部分に対応するものとして扱わせていただいている。

【委員】

新しい建物ほど減価償却費が高くなる。そうすると、新しい建物を造るとその分の高い減価償却費が受益者負担として利用者にかかっていくということか。

【事務局】

あくまでもその施設にどの程度のコストがかかっているか示している。新しい施設でも正確なコストを知っていただきながら検討していただきたいという観点で記載している。古い施設であっても今後、修繕や改修部分の減価償却費が加算されていく。その中で羽村市の予算のどの程度の金額が使われているのかという点が、今回のコスト計算書でわかるものとなっている。

正確な数値をお知らせする観点の一つとして、減価償却費を加えているものであり、減価償却費が高くなったから使用料も併せて上げることを意図したものではない。それぞれの案件の審議においても、他自治体の状況なども示しながら委員の皆さまには議論していただいた。

【委員】

41 ページ「おわりに」で「経営的な視点に立った総合的な行政運営が必要である」と考える。」と結論付けている。この表現が、この文章の序盤部分よりも後半部分を重要視するととれる。どちらも重要であるという表現にしていただけだと感じた。

【事務局】

他の委員からも指摘いただいた部分であり、また、今審議会はコストの考え方を変更した重要な審議会でもあるため、整理させていただきたい。

【会長】

他に質問等あるか。

【委員】

放置自転車について、性質として3種類あると考えている。1つは、悪意を持って放置している車両。さらに、駐輪場に放置している車両。最後に、他市から勝手に乗ってきて市内の駐輪場に放置しているもの。古い車両はなくなっても盗難届を出さないのではないかと考えた際に、持ち主を調べる仕組みがないかと思った。そういった放置車両対応について答申に加えられるか。加えられないとしても行政対応で何とかしてもらえないか。

【事務局】

本件については、審議の際も様々な事例について議論が交わされ、担当課でも承知している。今回の検討は手数料の検討であるため記載は難しい。改めて担当課に伝える。

【会長】

他に意見等あるか。

【委員】

41 ページ「おわりに」の文章で、「無駄のないコストを抑えた施設運営」という文章があるが、「コストを抑えた無駄のない施設運営」の方が良いと思った。

【事務局】

全体的な見直しをさせていただきたい。

【会長】

他に意見等あるか。

…（意見なし）

【会長】

それでは、各委員から出た意見については、事務局で答申に反映して頂くこととする。その後の最終答申（案）の確認は、会長一任ということでよろしいか。

…（異議なし）

【会長】

最終答申（案）の確認については、責任をもって対応させていただく。
最後に事務局から事務連絡をお願いする。

【事務局】

（市長への答申予定と任期の再確認および委員への答申書の送付について説明）

【会長】

この審議会では、令和5年5月12日に市長から諮問された「使用料等の適正化」について、合計10回にわたり、行政コストの妥当性や行政サービスに係る受益者負担と公費負担のあり方が公平であるかといった大変重要な事項を審議してきた。

毎回の審議会において、委員各位からは、行政コストの妥当性や受益者負担の適正化のみならず、長期的な視野に立って、より良い羽村市の将来像について、行財政改革の観点からも、大変活発で有意義な議論をして頂いたことに感謝する。

これで令和5年度の使用料等審議会を終了する。

-----閉会-----